

恵庭市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人、法人その他の団体（企業、商店、団体等をいう。以下同じ。）が、社会貢献活動の一環として、恵庭市立図書館に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、恵庭市立図書館に雑誌を提供する個人、法人その他の団体（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、提供した雑誌を図書館利用者の閲覧に供する。

- 2 雑誌スポンサーは、恵庭市立図書館雑誌スポンサー取扱要領（平成27年 月 日実施）の規定により、社会貢献活動への参加を周知することができる。
- 3 図書館長は、恵庭市立図書館のホームページで雑誌スポンサーの名称等を公表することができる。ただし、雑誌スポンサーが個人である場合については、この限りでない。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 次に掲げる業種及び事業者は、雑誌スポンサーの対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業等を営む者又はこれらに類する事業を営む者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続を開始している者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続を開始している者
- (5) 法令等に違反した行為を行っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、図書館長が適当でないと認める者

(提供雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、図書館長が選定した雑誌一覧の中から、提供する雑誌を選定する。

(申請方法)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、恵庭市立図書館雑誌スポンサー制度申請書（様式第1号）により、図書館長に申請するものとする。

- 2 申請は、先着順に随時受け付ける。

(スポンサーの決定及び覚書の締結)

第6条 図書館長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、その結果を恵庭市立図書館雑誌ス

ポンサー審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 雑誌スポンサーに決定した者は、図書館長と恵庭市立図書館雑誌スポンサーに関する覚書（様式第3号）を締結する。

(提供期間)

第7条 提供雑誌の提供期間は、原則として1年間とする。

(提供雑誌の購入代金の支払及び納入)

第8条 提供する雑誌は、図書館長が別に指定した書店から購入するものとする。

- 2 提供する雑誌の購入代金は、覚書に記載した期日までに、指定した書店の請求に基づき雑誌スポンサーが当該書店に直接支払う。
- 3 指定した書店への支払は、提供期間分を一括して先払い、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算する。
- 4 指定した書店への支払にかかる振込手数料が生じた場合は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 提供する雑誌は、指定した書店が恵庭市立図書館に納入する。

(雑誌スポンサーの取消し)

第9条 雑誌スポンサーが、下記の事由に該当することが明らかな場合は、図書館長は、当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
- (2) 恵庭立図書館雑誌スポンサー制度申請書に記載した内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。
- (3) 雑誌スポンサーの決定後の状況変化等により第3条各号の規定に該当したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から実施する。